

ID: 191

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	助成金交付の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市小規模道路改良事業等の助成に関する条例 第1条		
例 規 番 号	平成17年条例第139号		
【根拠条文】 (趣旨) 第1条 この条例は、市民生活環境の根幹となる生活道を整備促進するため、道路法(昭和27年法律第180号)に定める道路以外の道路で他の補助事業等の対象とならない道路の改良又は舗装を受益者が実施する場合において、その経費の助成について必要な事項を定めるものとする。 長門市小規模道路改良事業等の助成に関する条例施行規則 (助成金交付の決定) 第4条 市長は、前条の申請書を受けたときは、これを審査し、適当と認めた場合は助成金額を決定し、小規模道路改良事業等助成金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文、第2条の規定及び「長門市小規模道路改良事業等の助成に関する条例施行規則」による。 (助成対象) 第2条 助成の対象となる事業は、道路(橋梁を含む。)改良事業及び道路舗装事業とする。 長門市小規模道路改良事業等の助成に関する条例施行規則 (助成対象基準) 第42条 条例第2条に規定する助成対象事業の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1) 道路(橋梁を含む。)改良事業 住宅があつて主に利用する道路が利用開始から5年を経過しており敷地が個人所有でないもの (2) 道路舗装事業 前号に該当する道路で幅員2メートル以上のもの 2 前項に規定する事業は、同一路線、同一事業について1回に限り助成するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 3 月 31 日